

建築系工事における豊橋市週休2日工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（主に建築系工事）における週休2日制を推進し、建設業における労働環境の改善に向けた意識向上を図ることを目的として、市が施行する週休2日工事について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 週休2日工事 対象期間において、土曜日及び日曜日に現場閉所し、就業者が休業できるよう取り組む工事をいう。
- (2) 対象期間 現場施工に着手した日（準備期間は含まない。）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない。）までをいう。ただし、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作（工場修繕）のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災に対する突発的な対応期間、その他受注者の責めに帰さない理由により休工又は現場作業をする期間は除く。
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象は、全ての工事とする。ただし次の各号に掲げる工事については対象外とする。

- (1) 緊急を要する工事
- (2) 工程が現場条件に大きく制限される工事
- (3) 実工期の内、現地での作業が5日以内で終了する工事

(実施方法)

第4条 発注者は、入札公告及び特記仕様書に「建築系工事における豊橋市週休2日工事实施要領」に基づく工事である旨を明示するものとする。

- 2 受注者は、施工計画書に休日取得計画書（様式1）を添付し監督員に提出するものとする。
- 3 受注者は、休日の取得状況を記入した様式1に工事打合簿を添付し、毎月5日までに監督員に提出するものとする。この場合において、受注者は、工事記録等の休日の取得状況が確認できる書類を監督員に提示しなければならない。
- 4 週休2日の確保を理由とする工期の変更は認めない。

(工事成績評定)

第5条 発注者は、対象期間内の実施状況を確認し、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）未満となった場合には、工事成績評定の「7 法令遵守 8.その他」において1点減点評価するものとする。

（工事費の積算）

第6条 積算方法等は次のとおりとする。

（1） 補正方法

週休2日工事の積算方法は、次項による補正係数を乗じて労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

（2） 積算及び変更方法

対象期間内の現場閉所率を28.5%（8日/28日）以上とし、前号により労務費を補正し工事費を積算する。

現場閉所の達成状況を確認後、現場閉所率が28.5%（8日/28日）未満となった場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

2 工事費の積算に用いる単価の補正は、以下によるものとする。

（1） 複合単価

複合単価の労務単価は、設計労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

補正係数 1.02

（2） 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、前号の補正係数から算出した表1、表2及び表3（以下「各表」という。）の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率の影響が無い場合）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修（施工の作業効率が悪くなる場合）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、別表1、別表2及び別表3の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事及び全館無人改修】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行日以降に行われた公告について適用し、同日前の公告等により契約を締結する工事については、「建築系工事における豊橋市週休2日モデル工事試行要領」の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年5月16日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行日以降に行われた公告について適用し、同日前の公告等により契約を締結する工事については、なお従前の例による。

休日取得計画書

(様式1)

工事名：○○○○工事

工期：令和 年 月 日～令和 年 月 日

凡例 ●：休日(既得または休日に含まれる)

○：未検定による見込み休日

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	現場勤務日数	対象期間		
計画	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火				
備考																																		
計画	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	現場勤務日数	対象期間	
計画	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
備考																																		
計画	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	現場勤務日数	対象期間	
計画	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火			
備考																																		
計画	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	現場勤務日数	対象期間	
計画	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			
備考																																		
計画	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	現場勤務日数	対象期間	
計画	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
備考																																		
計画	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	現場勤務日数	対象期間	
計画	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
備考																																		
計画	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	現場勤務日数	対象期間	
計画	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
備考																																		
計画	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	現場勤務日数	対象期間	
計画	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
備考																																		
計画	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	現場勤務日数	対象期間	
計画	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火			
備考																																		
合計																																		

現場勤務日数	計画	現場勤務日数 / 対象期間 =	
未検定日数	計画	未検定日数 / 対象期間 =	

表 1 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.01
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
ユニットその他	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表 2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要※	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表 3 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要※	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.02	1.22